別表　調査項目の解説集（個人経営体）

項目	単位	解説
集計経営体数	経営体	調査対象経営体（調査の承諾が得られた経営体）のうち、調査期間中に廃業等により調査を中止した経営体を除いた数である。
動力船隻数	隻	所有・借入れに関係なく、調査期間に漁業・養殖業で使用した動力漁船の隻数である。ただし、代船建造があった場合は、被代船は計上せず、代船分のみを計上している。
動力船総トン数	T	所有・借入れに関係なく、調査期間に漁業・養殖業で使用した動力漁船の総トン数の合計である。ただし、代船建造があった場合は、被代船は計上せず、代船分のみを計上している。
養殖施設面積	㎡	所有・借入に関係なく、養殖施設が海面を占有している投影面積（㎡）である。作業船の出入りのために開けている水面（船通し）、潮の流れをよくするために開けている水面（潮通し）及び稚魚や稚貝育成のため種苗養殖のみに使用した面積は含まない。
うち主とする養殖業	〃	海面養殖施設面積のうち、主として行っている養殖に使用した面積である。
最盛期の漁業従事者数	人	漁業・養殖業の海上作業（養殖業には陸上作業を含む。）に従事した人（家族、雇用者を含む。）が最も多かった時期の人数である。
延べ出漁日数	日	漁労作業を目的として出漁した航海の日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも１日と数え、１航海が２夜以上にわたる場合は、出航日から入港日までを通算した日数とした。なお、複数の漁労体で操業している場合は、漁労体ごとの出漁日数を合計した延べ出漁日数となるので、365日を超えることもある。
延べ労働時間	時間	漁業・養殖業に従事した労働時間の合計（海上労働、陸上労働、企画管理労働の合計）である。
漁労所得	千円	漁労収入から漁労支出を控除した額である。
漁労収入	〃	漁業生産物収入、養殖業生産物収入及び制度受取金等（漁業）の合計である。
漁業生産物収入	〃	自家漁業による漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動物類及び海藻類）を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額である。 なお、現物仕向けの評価は、水揚時点の産地卸売市場価格による。 注：現物仕向けとは、雇用者への現物支給及び船内の食料費、賃借料・諸権利料の現物支払い、他家への贈与、物々交換、自家での消費、自家の水産加工業への仕向け、自家の養殖業への仕向け等をいう（以下同じ。）。
養殖業生産物収入	〃	自家養殖業による収穫物を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額である。
うち主とする養殖業	〃	海面養殖業生産物収入のうち、主として行っている養殖業の収入である。
制度受取金等（漁業）	〃	漁業・養殖業に関する制度受取金である。（例．漁獲共済受取金、漁船保険受取金） なお、漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）及び漁業経営セーフティーネット構築事業については、当該事業の補てん金のうち国庫補てん金のみを計上している（積立金分は含めていない。）。
漁労支出	〃	自家漁業による漁獲、養殖業生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計である。
うち雇用労賃	〃	自家漁業・養殖業のために雇った雇用者に支払う全ての現金・現物労賃である。
漁船・漁具費	〃	船具、機関備品、電気器具・冷凍装置の備品、漁船の補修・修理のための諸材料・部品費、網具・釣なわ具、一般的に漁具とよばれているものの購入代及び漁具の補修・修理のための諸材料、部品費である。
油費	〃	重油、軽油、灯油、潤滑油等の全ての油費である。
えさ代	〃	漁獲に要するえさ代、いけす等で畜養中の水産動物に与えるえさ代及び養殖用えさ代（成長促進のための薬剤も含む。）である。
種苗代	〃	養殖業の種苗購入代である。
修繕費	〃	漁船の船体、機関、電気・電子機器、冷凍装置、漁労装置を造船所やメーカー等に委託し補修・修理した費用や、漁網、漁具をメーカー等に委託し補修・修理した費用である。
販売手数料	〃	漁業生産物を販売するため集荷販売業者に支払った手数料である。
負債利子	〃	借入金の支払利子一切、手形割引料、掛買購入品の延滞利子等のうち、漁業・養殖業負担分である。
租税公課諸負担	〃	固定資産税、自動車税、消費税等の租税（住民税、所得税等を除く。）、組合費等の漁業負担分である。
減価償却費	〃	当年に負担すべき固定資産（建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄、養殖施設、漁業権、その他）の減価償却費の合計である。
漁労外事業所得	〃	漁労外事業収入から漁労外事業支出を控除した額である。
漁労外事業収入	〃	漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含む。なお、漁業に関わるものを除いた制度受取金等を含む。
漁労外事業支出	〃	漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用の合計である。
事業所得	〃	漁労所得と漁労外事業所得の合計である。
漁労所得率	%	漁労収入に対する漁労所得の割合であり、漁労収入のうち、どれだけが漁労所得として実現するかを示すものである。

別表　調査項目の解説集（会社経営体）

項目	単位	解説
集計経営体数	経営体	調査対象経営体（調査の承諾が得られた経営体）のうち、調査期間中に廃業等により調査を中止した経営体を除いた数である。
動力船隻数	隻	所有・借入れに関係なく、調査期間に漁業・養殖業で使用した動力漁船の隻数である。ただし、代船建造があった場合は、被代船は計上せず、代船分のみを計上している。
使用動力船総トン数	T	所有・借入れに関係なく、調査期間に漁業・養殖業に使用した動力漁船の総トン数の合計である。ただし、代船建造があった場合は、被代船は計上せず、代船分のみを計上している。
養殖施設面積	㎡	所有・借入に関係なく、養殖施設が海面を占有している投影面積（㎡）である。作業船の出入りのために開けている水面（船通し）、潮の流れをよくするために開けている水面（潮通し）及び稚魚や稚貝育成のため種苗養殖のみに使用した面積は含まない。なお、本項目は養殖業の経営体のみを対象に調査している。
うち主とする養殖業	〃	海面養殖施設面積のうち、主として行っている養殖に使用した面積である。
延べ出漁日数	日	漁労作業を目的として出漁した航海の日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも１日と数え、１航海が２夜以上にわたる場合は、出航日から入港日までを通算した日数とした。なお、複数の漁労体で操業している場合は、漁労体ごとの出漁日数を合計した延べ出漁日数となるので、365日を超えることもある。
最盛期の漁業従事者数	人	漁業・養殖業の海上作業（養殖業には陸上作業を含む。）に従事した人が最も多かった時期の人数である。
漁労利益	千円	漁労売上高から漁労売上原価及び漁労販売費及び一般管理費を控除した額である。
漁労売上高	〃	自社漁業・養殖業による漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動物類及び海藻類）・収穫物を販売（直売所での販売又は自社販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額である。なお、現物仕向けの評価は、水揚時点の産地卸売市場価格による。 注：現物仕向けとは、雇用者への現物支給及び船内の食料費、賃借料・諸権利料の現物支払い、自社の水産加工業への仕向け、自社の養殖業への仕向け等をいう。
漁労売上原価合計	〃	当期の漁労売上高を得るために消費した費用である。具体的には、製品製造原価である労務費、材料費及び経費（漁船・漁具費、油費、減価償却費等）及び期首・期末棚卸高（期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引く。）から計算する。
期首棚卸高	〃	期首における漁獲物、養殖生産物、仕掛品、原材料等の棚卸高である。
製品製造原価合計	〃	労務費と材料費及び経費の合計である。
労務費	〃	乗務員への賃金、賞与、福利厚生、航海中に支給した食料等である。
材料費及び経費合計	〃	漁船・漁具費からその他の合計である。
うち漁船・漁具費	〃	船具、機関修理用備品、電気器具・冷凍装備の備品、漁具の購入費、諸材料・部品費等である。
油費	〃	漁船の燃料、潤滑油等の一切の油代である。
えさ代	〃	漁獲に要するえさ代、いけす等で畜養中の水産物のえさ代、養殖用えさ代（成長促進剤含む。）である。
種苗代	〃	魚類養殖の稚魚、貝類養殖の種苗・中成貝、海藻類養殖の種苗、真珠母貝等の購入費等である。
修繕費	〃	漁船の船体、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁具等の修繕費及び修繕引当金繰入額等である。
減価償却費	〃	漁業用固定資産の減価償却費、建物・車両運搬具等の固定資産の減価償却費の漁業負担額である。
期末棚卸高	〃	期末における漁獲物、養殖生産物、仕掛品、原材料等の棚卸高である。
漁労販売費及び一般管理費	〃	漁業・養殖業に要した販売費・一般管理費である（給料手当・役員報酬、販売手数料、租税公課、減価償却費等）。
うち給料手当・役員報酬	〃	役員報酬、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費等である。
販売手数料	〃	市場の卸売業者に支払った卸売手数料、漁業協同組合・その他の水産物販売業者への支払手数料である。
減価償却費	〃	管理部門で使用する固定資産の減価償却費である。

別表　調査項目の解説集（会社経営体）

項目		単位	解説
漁労外利益		千円	漁労外売上高から漁労外売上原価及び漁労外販売費及び一般管理費を控除した額である。
	漁労外売上高	〃	漁業以外の水産加工業、商工業等の売上高である。
	漁労外売上原価	〃	漁業以外の水産加工業、商工業等の売上原価である。
	漁労外販売費及び一般管理費	〃	漁業以外の水産加工業、商工業等の販売費及び一般管理費である。
営業利益		〃	漁労利益と漁労外利益の合計である。
営業外収益		〃	営業活動以外の経常的収益である（制度受取金等、地代、配当、利子収入等）。
営業外費用		〃	営業活動以外の経常的費用である（支払利子、制度掛金等）。
経常利益		〃	営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を控除した額である。
特別利益		〃	臨時・偶発的に発生した利益である（固定資産売却益、前期損益修正益、保険差益等）。
特別損失		〃	臨時・偶発的に発生した損失である（固定資産売却損、前期損益修正損、火災損失等）。
税引前当期純利益		〃	経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除した額である。
法人税、住民税及び事業税		〃	法人税、法人税追徴額、住民税、住民税追徴額及び事業税等である。
当期純利益		〃	税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税を控除した額である。
資産		〃	資産の合計である。
負債		〃	負債の合計である。
純資産		〃	資本金、繰越利益剰余金、利益準備金等の合計である。